

東郷町公式SNSアンバサダー設置要綱

(設置)

第1条 町の魅力を広く発信し、町の知名度を高め、地域振興及び定住移住の推進を図るため、東郷町公式SNSアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）を設置する。

(活動)

第2条 アンバサダーは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 町の歴史、文化、産業及び地域のあらゆる分野における魅力について、個人のSNSアカウントを活用した日常的な町の知名度向上に関する活動
- (2) 町公式SNSアカウント、町ホームページ及び町広報紙に掲載する記事、写真又は動画の提供
- (3) その他町長が必要と認める活動

2 前項第2号により提供された写真又は動画は、町担当者がその内容を校正のうえ掲載するものとし、町公式SNSアカウントへの投稿は町担当者が行うものとする。

(資格)

第3条 アンバサダーの委嘱を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町在住者又は町の出身者で、広く活躍しているもの又は町の知名度向上に貢献していると認められるもの
- (2) 町にゆかりのある者で、町の知名度向上に資すると認められるもの
- (3) その他町長がアンバサダーとして適任であると認めた者

(委嘱)

第4条 アンバサダーは、本人からの申請に基づき、町による審査を経て、町長が委嘱する。

(任期)

第5条 アンバサダーの任期は、委嘱した日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 任期中にアンバサダーが提供し、町担当者が町公式SNSアカウントに投稿し

た写真又は動画は、原則として任期終了後も削除しないものとする。

(解嘱)

第6条 町長は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当するときは、アンバサダーを解嘱することができる。

- (1) アンバサダーを辞退する申出があったとき。
- (2) 第2条に規定する活動の遂行に支障があると認められるとき。
- (3) アンバサダーの地位を営利目的で使用する行為があると認められるとき。
- (4) 公序良俗に反する行為や第三者を誹謗中傷する行為等アンバサダーとして不適格な言動があり、適格性を欠くと認められるとき。
- (5) その他町長がアンバサダーとして不適切な行為があると認めたとき。

(謝礼等)

第7条 町は、アンバサダーへの謝礼等の支払いは原則行わないものとする。

2 第2条に規定する活動に使用する機器類等でアンバサダー個人が所有するものの購入費、通信費、交通費等の活動に係る経費は、アンバサダーの自己負担とする。

(知的財産権)

第8条 第2条に規定する活動における写真又は動画の使用に関し、アンバサダーに帰属する著作権及び肖像権については、町公式SNSアカウント、町ホームページ及び町広報紙における使用を許可しているものとみなす。

(個人情報の取扱い)

第9条 町は、第4条によりアンバサダーに委嘱した者から収集した個人情報をこの要綱に基づく事務以外には利用しないものとし、東郷町個人情報保護条例（平成16年東郷町条例第40号）の規定により適切に取り扱わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、アンバサダーの個人情報のうち、次の情報は公開するものとする。

- (1) 顔写真
- (2) 氏名又はニックネーム
- (3) インスタグラムアカウント名
- (4) ツイッターアカウント名

(5) その他アンバサダーが事前に承諾した活動に関する情報

(免責事項)

第10条 第2条に規定する活動により、アンバサダーに不利益、損害、事故等が生じた場合、町は、一切その責任を負わない。

2 町長は、アンバサダーの承諾の有無にかかわらず、その活動の一時中断、停止、中止又は廃止をすることができる。この場合において、アンバサダーに不利益又は損害が発生しても、町はその責任を一切負わない。

(庶務)

第11条 アンバサダーに関する庶務は、企画部未来プロジェクト課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。